角田市特別簡易型総合評価落札方式

落　札　者　決　定　基　準

**【令和６年度（繰）　岡地区橋梁改修工事】**

令和7年7月

宮城県角田市

１．総則

本基準は、角田市が発注する工事における請負者の選定を、特別簡易型総合評価落札方式で実施するにあたっての基準を示すものである。

２．総合評価点の算定方法

　(1)総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たす者を対象に行う。

　　ア　入札参加者が公告に定めた必要な用件を満たし、無効でない者。

　　イ　価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という。）を提出した者。

　　ウ　入札価格が予定価格の制限の範囲内である者。ただし、調査基準価格と失格基準価格の範囲内であるものについては、低入札価格調査により、総合評価対象者として認めた者**。**

　(2)総合評価点は、次の算式により算定する。

　　総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

　(3)価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

　　①価格評価点　　８０点

　　②価格以外の評価点　　２０点

３．価格評価点の算定方法

　(1)価格評価点は、次の算式により算定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 価 格 評 価 点 | 満点応札率Ａ（％）＝（直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68）÷設計額×100  応札率１０５％における価格評価点が０点  応札率　　Ａ％における価格評価点が８０点の２点を通る  ｘ2／ａ2＋ｙ2／ｂ2＝１（ｂ＞ａ＞０）で示される楕円の式により算出される以下に示すｙの値（正）とする。  ・価格評価点　ｙ＝（ｂ2×（１－ｘ2／ａ2））1/2  ｙ：価格評価点  ｘ：（応札率－Ａ）（％）  ａ：１０５－Ａ  ｂ：８０点  ※（Ａ％≧応札率）の場合（レベル区間）  入札率Ａ％以下は、価格評価点の満点を一定とする。  価格評価点　ｙ＝８０点 |

〔評価点は、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位とする。〕

価格評価点算定グラフ

応札率A%を満点

応札率105%を0点となる楕円の式により算出

※満点ラインが最大92%まで変動

４．価格以外の評価点の算定方法

　(1)価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、価格以外の評

価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

　(2)総合評価技術資料の提出が無い者の取り扱い

　・総合評価技術資料の提出が無い者は失格とする。

　(3)価格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大点とし、錯誤の取り扱いにより発注者

が行う修正評価は減点措置のみとする。

　(4)虚偽の申告による応札は失格とする。

　・虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で入札参

加者が申告内容を証明できない場合とする。

　(5)錯誤の申告による応札①。

　・入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で、入札参加者が申告内容

が虚偽でないことを明確に証明できた場合は、錯誤による応札とし、最低点評価に修正

する。

　(6)錯誤の申告による応札②。

　・入札参加者が有している実績以下の内容で申告した場合は、錯誤による応札とし、申

告内容どおりに評価する。

５．落札者の決定方法

　(1)落札候補者の決定

　 ・落札候補者の決定方法については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、予定価格と失格基準価格の制限の範囲内で入札した者について総合評価を行い、総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とする。

　(2)総合評価点が同点の場合の取り扱い

　 ・入札価格が同じ者（以下「同点者」という。）が２者以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とし、総合評価資料等の確認審査の結果、同点者が２者以上あるときは、くじを引かせて第一順位の落札候補者とする。

(3) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合の取り扱い

・入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合には、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位の者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。

６．価格以外の評価項目及び評価点

価格以外の評価項目及び評価点算定方法は、別紙１～４による。

７．提出資料

　(1)応札者は別記様式１から別記様式５を提出すること。

(2)別記様式１には応札者記入欄に応札者自らが該当点数を記入し提出すること。

別紙１

価格以外の評価項目及び評価基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価の視点 | | 評価項目 | | 評価点 | 提出資料 |
| 技術力 | 企業評価　(施工能力) | 過去の工事実績（過去５年間） | | | 角田市外の工事の場合は、契約書の写し等 |
|  | 1. 同種工事の経験の実績あり | 3 |
| 工事成績 | | |  |
|  | 1. 過去５年間の宮城県の工事成績点数の平均が80点以上 | 4 |  |
| 1. 過去５年間の宮城県の工事成績点数の平均が70点以上80点未満 | 2 |
| 1. 過去５年間の宮城県の工事成績点数の平均が70点未満又は実績なし | 0 |
| 配置する技  術者の能力 | 主任技術者の保有する資格の有無 | | | 資格者証等の写し |
|  | 1. １級施工管理技士又は監理技術者 | 2 |
| 1. ２級施工管理技士 | 1 |
| 主任技術者の施工経験の有無（過去５年間） | | | 角田市外の工事の場合は、契約書の写し等 |
|  | 1. 同種工事の施工経験の実績あり | 3 |
| 地域貢献 | 営業拠点の所在地 | 角田市に本支店、営業所の所在地の有無 | | |  |
|  | 1. 角田市内に本店あり | 2 |
| 1. 角田市内に支店・営業所あり | 1 |
| 災害協定等に基づく  活動実績 | 災害協定等の締結の有無 | | | 協定書の写し |
|  | 1. 災害協定等あり（宮城県又は角田市） | 1 |
| 過去５年以内に災害対応への出動実績の有無 | | | 報告書、証明書、感謝状、お礼状等の写し |
|  | 1. 出動(活動)実績あり(宮城県又は角田市) | 1 |
| 角田市内の活動の有無（過去１年間） | |  | 報告書、証明書、感謝状、お礼状等の写し |
|  | 1. 地域貢献活動の実績あり | 2 |
| 社会性 | 建退共等への導入状況 | 建設業退職金共済制度又は退職一時金制度導入の有無 | | | 経営規模等評価結果通知書の写し等 |
|  | 1. 建退共又は退職一時金制度導入済み | 1 |
| 企業年金制度導入状況 | 企業年金制度導入の有無 | | | 経営規模等評価結果通知書の写し等 |
|  | 1. 企業年金制度導入済み | 1 |
|  |  | 合　　計 | | 20 |  |

（備考）

1. 価格以外の評価点は、応札者の自己申告により評価し、発注者が審査する。

別紙２

**〔技術力〕**

企業評価（施工能力）

1. 同種工事の施工実績（過去5年間）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 3 | 標 準 | 実績あり |
| 0 | － | 実績なし |

※以下の全ての要件を満たすこと。

・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。

・同種工事の条件は、当該工事の入札公告(同種工事の条件)欄に記載しているものとする

・当該工事の開札日の属する年度の，直前5ヶ年度及び当該工事入札公告日までに完成し引渡しが完了した工事を対象とする。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の同種工事の経験を対象とする。

・共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20％以上のものに限る。ただし、特定建設工事共同企業体（乙型JV）の構成員としての同種工事を分担工事として経験した場合は、出資比率に関係なく認める。

・別記様式２に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は１件でよい。

・角田市外の工事については、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。但し、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

1. 過去５年間の宮城県の工事成績点数の平均

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 4 | 優 良 | 80点以上 |
| 2 | 標 準 | 70点以上80点未満 |
| 0 | － | 70点未満又は実績なし |

※以下の全ての要件を満たすこと。

・宮城県建設工事競争入札参加登録承認者名簿記載点数とする。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の工事成績評定を対象とする。

配置する技術者の能力

1. （監理）主任技術者の資格の有無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 2 | 標 準 | １級施工管理技士又は監理技術者 |
| 1 | － | ２級施工管理技士 |

・別記様式３に記載し、資格等を証明する書類として資格者証の写しを添付すること。

1. （監理）主任技術者の施工経験の有無（過去5年間）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 3 | 標 準 | 同種工事の施工経験　実績あり |
| 0 | － | 同種工事の施工経験　実績なし |

※以下の全ての要件を満たすこと。

・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。

・同種工事の条件は、当該工事の入札公告(同種工事の条件)欄に記載しているものとする

・当該工事の開札日の属する年度の，直前5ヶ年度及び当該工事入札公告日までに完成し引渡しが完了した工事を対象とする。

・同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式３に記載すること。記載する同種の経験の件数は１件でよい。

・角田市外の工事については、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。但し、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

・共同企業体の実績については、代表者として実施した場合のみ記入すること。

・共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20％以上のものに限る。

別紙３

**〔地域貢献〕**

営業拠点の所在地

　①角田市に本支店、営業所の所在地の有無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 2 | 角田市内に本店あり | 事務所の所在地により評価 |
| 1 | 角田市内に支店・営業所あり | 事務所の所在地により評価 |
| 0 | なし |  |

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

災害協定等に基づく活動実績

1. 災害協定等の締結の有無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 1 | 優 良 | 宮城県又は角田市との災害協定等あり |
| 0 | － | 宮城県又は角田市との災害協定等なし |

・別記様式４に記載すること。

・宮城県又は角田市との災害協定契約書等の写しを添付すること。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

②災害対応への出動実績（過去５年以内の活動）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 1 | 優 良 | 宮城県又は角田市内の活動実績あり |
| 0 | － | 活動実績なし |

・活動要領及び事務所として参加したことが確認できる報告書、証明書、感謝状、お礼状等の写しを添付すること。

・入札公告日を含む直前５ヶ年間までの活動実績を対象とする。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

　③角田市内における過去1年間の地域貢献活動の有無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 2 | 優 良 | 地域貢献活動の実績あり |
| 0 | － | 地域貢献活動の実績なし |

・地域貢献活動とは、角田市内において、事業所として参加した活動で、当該活動により地域社会に貢献し、住民の生活の福祉向上が図れる活動とする。

（例）交通安全、防犯対策、消防防災、環境活動、福祉活動、などのボランティア活動

・事業所として参加したことが確認できる報告書、証明書、お礼状（写し）など添付すること。

・入札公告日を含む直前の１ヶ年間を対象とする。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

【その他地域貢献の例】

　・道路清掃、河川清掃のボランティア活動への事業所ぐるみの参加

　・交通安全運動や献血運動への事業所ぐるみの協力

　・小中学校周辺歩道等のボランティアによる除雪作業

　・福祉施設への慰問の実施

・公園等の除草の事業所ぐるみのボランティアによる実施

・消防団協力事業所の認定（開札時点においてその認定が有効であること）

別紙４

**〔社会性〕**

建設業退職金共済制度導入の有無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 1 | 優 良 | 自社導入済 |
| 0 | － | 自社未導入 |

・対象制度（経営事項審査で加点評価される以下の制度とする。）

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業すべてを対象とする。

　建設業退職金共済制度

　経営規模等評価結果通知書等の写しまたは、申告内容を証明する資料を提出すること。

退職一時金制度・企業年金制度導入の有無

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 点 | 記 載 内 容 | 評 価 基 準 |
| 1 | 優 良 | 自社導入済 |
| 0 | － | 自社未導入 |

・対象制度（経営事項審査で加点評価される以下の制度とする。）

　「労働協定」又は「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合

　中小企業退職金共済制度

　特定退職金制度

・対象制度（経営事項審査で加点評価される以下の制度とする。）

　厚生年金基金制度

　適格退職年金制度

　確定給付年金制度

　確定拠出年金制度

経営規模等評価結果通知書等の写しまたは、申告内容を証明する資料を提出すること。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業すべてを対象とする。